
QA56 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7 か月頃から」や「対象年齢：9 か月頃から3 歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12 か月頃から」や「対象年齢：1 歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか

子ども向けの食品の中には、乳児（1 歳未満）に限定せず乳幼児までを対象とした食品がありますが、表示内容等により明らかに乳児も対象にしている場合は、乳児用食品に係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢：7 か月頃から」や「対象年齢：9 か月頃から3 歳頃まで」と製品パッケージに表示されている食品は、乳児（1 歳未満）も喫食するように製品設計・製造等されていることが示されており、乳児用食品に係る規制の対象となります。

また、「対象年齢：12 か月頃から」や「対象年齢：1 歳頃から」と製品パッケージに表示されている食品については、原則として、一般食品に該当します。

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日